

募 集 要 項

研 修 名	①国際ナショナルビクターズタクシー運転者認定制度に係る中国語研修 ②国際ナショナルビクターズタクシー運転者認定制度に係る韓国語研修
研 修 日 時	10月30日(火) 9時20分～16時30分
募 集 人 数	各講座40名(先着順で定員に達すれば締め切り)
募集締め切り	10月23日(火) 書面必着分
会 場	公益財団法人大阪タクシーセンター 教室
受 付	9時00分～9時20分(3階にて)
研 修 当 日 の 持 ち 物	①外国人対応運転者登録認定機関の規定に基づく研修申込書(中国語 basic) 又は(韓国語 basic) ②受講料5,000円 ③運転免許証
注 意 事 項	研修当日に、運転者証等に使用する写真を撮影しますので、ラフな服装は控えていただきますようお願いします。

※中国語研修と韓国語研修は異なります。ご希望の研修へお申し込みください。

外国語能力及び観光知識を有したタクシー運転者の認定基準等規程については英語に準ずる。但し、具体的な審査事項及び合格基準は次の図表のとおりとする。

審 査 基 準 等	
中国語	一般社団法人日本青少年育成協会(HSK)審査員経験者が審査を行う。審査は受験者1人ずつ行い、受験者が乗務員の立場で審査官が旅客の立場で面接形式のスピーキングテストを約7分行う。審査領域は①タクシー乗務に関して必要な中国語を理解し、また使用することができる。②社会性の話題について会話ができる。③大阪の主要な観光地の案内が中国語でできることとする。可否の判定は1名の審査官がHSK3級程度の審査領域に満たしているかを判定する。

審 査 基 準 等	
韓国語	公益財団法人韓国教育財団審査員経験者が審査を行う。審査は受験者1人ずつ行い、受験者が乗務員の立場で審査官が旅客の立場で面接形式のスピーキングテストを約7分行う。審査領域は①タクシー乗務に関して必要な韓国語を理解し、また使用することができる。②社会性の話題について会話ができる。③大阪の主要な観光地の案内が韓国語でできることとする。可否の判定は1名の審査官が韓国教育財団3級程度の審査領域に満たしているかを判定する。

別紙1 : 研修プログラム表

別紙2 : 外国人対応運転者登録認定機関の規定に基づく研修申込書(韓国語 basic)

ご予約・お問い合わせ
(公財)大阪タクシーセンター 総務課
太田・西垣
TEL: 06-6933-5611

研修場所 大阪タクシーセンター2階第1教室 受付時間 9:00~9:20 (受付は3階にて)

第3回国際ビジターズタクシー認定運転者中国語・韓国語研修プログラム
10月30日 9:20~16:30

接遇・観光実務研修プログラム 9:20~12:30

時間割	講座内容等	講師
9:20~ 9:30	開講挨拶	
9:30~ 10:40	接遇講座 ~日本ファンを増やすおもてなし~	株式会社アイマエンパシー 代表取締役 鈴木 千津子氏
10:40~ 10:50	休憩	
10:50~ 12:30	観光講座 ①インバウンドに取り組む必要性(意義) ②来阪外国旅行者の現状(人数や国等傾向) ③外国旅行者が好む大阪の観光スポット ④外国人旅行者とのコミュニケーション力の必要性	株式会社JTBコミュニケーションデザイン プロモーション事業部 西日本第3営業局(営業1課) ツーリズムプロモーション室長 福村 和広氏

※時間割は講義の進行具合によって変更が生じる場合があります。

中国語研修プログラム 13:30~16:30

韓国語研修プログラム 13:30~16:30

講座内容等	講師	時間割	講座内容等	講師
中国語圏のお客様をお迎えするにあたって	(公財)大阪国際交流センター 講師 周 皓潔氏	13:30~ 14:20	韓国語圏のお客様をお迎えするにあたって	(公財)大阪国際交流センター 講師 鄭 惠允氏
休憩		14:20~ 14:30	休憩	
ディスカッション及び 途中で10分休憩 ロールプレイング	(公財)大阪国際交流センター 講師 周 皓潔氏	14:30~ 16:30	ディスカッション及び 途中で10分休憩 ロールプレイング	(公財)大阪国際交流センター 講師 鄭 惠允氏

※適時休憩を挟みます。
 テキストは当日に配布します。

【法人タクシー運転者】

外国人対応運転者登録認定機関の規程に基づく研修申込書（韓国語 basic）

平成 年 月 日

外国人対応運転者登録認定機関 殿

受講者氏名 印

生年月日 昭和 年 月 日
平成

事業者名
(営業所)

代表者名 印

外国語能力及び観光知識を有したタクシー運転者の認定基準等規程の応募資格を有していることに相違ありません。また、雇用されている会社から推薦を受けています。

【個人タクシー事業者】

外国人対応運転者登録認定機関の規程に基づく研修申込書（韓国語 basic）

平成 年 月 日

外国人対応運転者登録認定機関 殿

受講者氏名 印

(タクシー名称)

生年月日 昭和 年 月 日

支部名

役員名 印

外国語能力及び観光知識を有したタクシー運転者の認定基準等規程の応募資格を有していることに相違ありません。また、支部から推薦を受けています。

(外国語能力及び観光知識を有したタクシー運転者の認定基準等規程等から関係項目を抜粋)

外国語能力及び観光知識を有したタクシー運転者の認定基準等規程

(応募資格)

第2条 本規程に基づく認定を受けようとする者の応募資格は次のとおりとする。

- 2 大阪府内の法人タクシー会社（以下、「事業者」という。）に運転者として雇用されている者であって事業者から推薦された者又は個人タクシー事業者であって加盟する事業者団体の支部（以下、「団体支部」という。）から推薦された者。
- 3 申請日を含み申請日前3年間にタクシー業務に関して道路交通法違反（反則制度に基づく累積点数が3点以上及び運転免許の効力の停止以上の処分）及び道路運送法で行政処分（事業者運転者は、平成26年1月27日付け「登録運転者等に対する行政処分等の基準について」（近畿運輸局長公示）で文書警告以上の行政処分等、個人タクシー事業者は、平成26年1月27日付け「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（近畿運輸局長公示）で文書警告以上の行政処分等）を受けたことがない者。
- 4 輸送の安全の確保について
 - タクシー輸送の安全を確保するため、満65歳以上の運転者については、申請日を含み申請日前1年間に次のいずれかの適齢適性診断等を受診又は受講した者とする。
 - ア) 独立行政法人自動車事故対策機構若しくは国土交通大臣から認定を受けた適性診断実施者が実施する「適齢適性診断」
 - イ) 府県公安委員会が実施する「高齢者講習」
 - ウ) 公益財団法人大阪タクシーセンター（以下、「センター」という。）が実施する「高齢運転者安全運転研修」
- 5 外国語能力について、英語については、公益財団法人日本英語検定協会の2級程度の資格を有する者若しくは同等レベルの日常会話が可能なる者（事業者又は団体支部が認めた者）とする。中国語については、一般社団法人日本青少年育成協会（HSK）の3級程度の資格を有する者若しくは同等レベルの日常会話が可能なる者（事業者又は団体支部が認めた者）とする。韓国語については、公益財団法人韓国教育財団の3級程度の資格を有する者若しくは同等レベルの日常会話が可能なる者（事業者又は団体支部が認めた者）とする。
- 6 大阪の観光知識について「なにわなんでも大阪検定」3級合格者以上の者若しくは同等レベルの知識を有する者（従来から外国人に観光案内を行っている者で事業者又は団体支部が認めた者）。

(認定基準)

第3条 設置要綱第1条の目的を達成するため、登録する種別ごとに次の各項目について

て認定基準を定める。

(1) 実務研修（講義：外国語・観光・接遇）の基準

- ① 外国語研修講義は外部講師（（公財）大阪国際交流センター）による研修を実施し、第4条に記載する研修項目の全てについて審査に合格すること。
- ② 観光研修講義は外部講師（大阪商工会議所推薦団体等の講師）による研修を実施し、第4条に記載する研修項目の全てを受講すること。
- ③ 接遇研修講義はセンター職員若しくは外部講師による研修を実施し、第4条に記載する研修項目の全てを受講すること。

(2) 実地研修（まちあるき体験）

各受講者が大阪府下の主要な観光地を見て見識を深めるよう努めること。

- 2 受講料は第3条の(1) 実務研修（講義：外国語・観光・接遇）の全てに対して5,000円とする。
- 3 試験の実施時期は実務研修後1月以内に行い、受験料は2,000円とする。再受験については細則で定める。

第4条 認定基準に基づく研修項目及び審査項目並びに合格基準等は別に定める「外国語能力及び観光知識を有したタクシー運転者の認定基準細則」（以下、細則という。）に明記する。

外国語能力及び観光知識を有したタクシー運転者の認定基準細則

（研修項目等）

第2条 認定基準規程第4条に定める研修項目の内容は次のとおりとする。

ア) 外国語研修（英語・中国語・韓国語）

1. 日本と英語圏・中国語圏・韓国との文化の違い（性格、習慣、常識、タクシーの環境等）
2. 外国人旅行者との接し方
3. 外国語（英語・中国語・韓国語）の基礎知識（発音、数字・時間・料金等、挨拶、基本会話等）
4. ロールプレイングによる日常会話の発声練習（挨拶、客扱い、観光地等）
5. その他

イ) 観光研修

1. 大阪における外国人旅行者の概要
2. 外国人旅行者が求めている観光目的の概要
3. 大阪の観光地等の全体像
4. コミュニケーション力について
5. その他

ウ) 接遇研修

1. タクシー運転者としての基本的な心構え
2. 接遇基本動作の徹底及びロールプレイングによる実践
3. バリアフリーに対する心構え及び実務体験
4. 苦情等の事例に基づく問題点や改善策の検討
5. その他

第3条 認定基準規程第4条に基づくそれぞれの研修項目ごとの具体的な審査事項及び合格基準は次の図表のとおりとする。

審 査 基 準 等	
英 語	公益財団法人日本英語検定協会審査員経験者が審査を行う。審査は受験者1人ずつ行い、受験者が乗務員の立場で審査官が旅客の立場で面接形式のスピーキングテストを約7分行う。審査領域は①タクシー乗務に関して必要な英語を理解し、また使用することができる。②社会性の話題について会話ができる。③大阪の主要な観光地の案内が英語でできることとする。合否の判定は1名の審査官が英検2級程度の審査領域に満たしているかを判定する。
中 国 語	一般社団法人日本青少年育成協会（HSK）審査員経験者が審査を行う。審査は受験者1人ずつ行い、受験者が乗務員の立場で審査官が旅客の立場で面接形式のスピーキングテストを約7分行う。審査領域は①タクシー乗務に関して必要な中国語を理解し、また使用することができる。②社会性の話題について会話ができる。③大阪の主要な観光地の案内が中国語でできることとする。合否の判定は1名の審査官がHSK3級程度の審査領域に満たしているかを判定する。
韓 国 語	公益財団法人韓国教育財団審査員経験者が審査を行う。審査は受験者1人ずつ行い、受験者が乗務員の立場で審査官が旅客の立場で面接形式のスピーキングテストを約7分行う。審査領域は①タクシー乗務に関して必要な韓国語を理解し、また使用することができる。②社会性の話題について会話ができる。③大阪の主要な観光地の案内が韓国語でできることとする。合否の判定は1名の審査官が韓国教育財団3級程度の審査領域に満たしているかを判定する。

第5条 登録認定機関設置要綱第6条及び第7条に基づく認定証、ロゴ車両表示及び運転者証並びに認定運転者台帳の様式は別紙のとおりとする。

ロゴ車両表示



運転者証

[55×90mm]

